

Zoomミーティング サービス案内

【付帯条項】

第1条（適用）

- 以下の付帯条項（以下「本付帯条項」といいます）は、「SaaS・ASPサービス利用約款」（以下「原約款」といいます）に付帯して適用されるものとします。
- 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとします。
- 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。なお、本付帯条項に定めのない用語の定義は、原約款によるものとします。

- 「提供元」とは、Zoom Video communications, Inc. をいいます。
- 「Zoomミーティング」とは、提供元が提供するWeb会議サービスをいいます。
- 「アカウント」とは、Zoomミーティングを開催するための主催権をいいます。
- 「利用者」とは、Zoomミーティングを利用する甲およびその関連会社の従業員または甲の業務委託先の従業員をいいます。
- 「システム管理者」とは、甲のアカウント管理者になります。
- 「主催者」とは、システム管理者によってアカウントを割り当てられた利用者で、メールアドレスと1対1で紐付きます。
- 「最大接続数」とは、主催者によって開催されたZoomミーティングへ接続できる端末の上限数です。
- 「課金開始日」とは、甲が乙と本契約を締結してから最初にユーザーが利用を開始する日の翌月1日とし、この日から利用料金が課金されるものとします。
- 「契約応当日」とは、課金開始日から1年後の日をいい、契約更新日をいいます。

第3条（サービス内容）

本サービスでは、以下の各サービスを提供します。

①Web会議サービス

「Zoomミーティング」を以下表1、表2のプランにて提供します。

基本プランはそれぞれ契約数と1契約あたりの最大接続数に違いがあり、オプションプランは各基本プラン共通になります。

表1. 基本プラン

プラン	最低契約数	最大契約数	説明
プロ	1	9	1契約あたり主催者1名、最大接続数100、クラウド録画容量5GBになります。
ビジネス	10	49	1契約あたり主催者1名、最大接続数300、クラウド録画容量5GBになります。
エンタープライズ	50	2499	1契約あたり主催者1名、最大接続数500、クラウド録画容量無制限になります。

表2. オプションプラン

オプションプラン	説明
大規模ミーティング	Zoomミーティングの最大接続数が増やせます。対象にする主催者人数分必要です。
ウェビナー	オンラインセミナー機能です。同時配信する部屋数分契約が必要です。
Rooms	ZoomRooms対応端末向けライセンスで端末に紐付きます。利用する端末数分必要です。
テレビ会議接続オプション（CRC）	テレビ会議専用機の接続機能です。Zoomミーティングへの同時接続台数分必要です。
翻訳版字幕	音声をリアルタイムで翻訳し文字起こし機能です。対象にする主催者人数分必要です。

②問い合わせサポート

乙は、たよれーるコンタクトセンターにて甲のシステム管理者からの問い合わせを受け付けます。

問い合わせ方法は、電話または乙の管理するWebサイト（以下、お客様マイページ）の問い合わせフォームからとなります。電話での問い合わせについては、第4条で受付時間等を定めます。システム管理者は1名とし、氏名、部署、電話番号、およびE-Mailアドレスを当社指定の方法で登録します。登録内容に変更がある場合、速やかに当社に連絡してください。なお、甲のシステム管理者以外からの問い合わせはサービス対象外となります。

③日本語操作マニュアル・アップデート情報提供サービス

お客様マイページにて、日本語操作マニュアルとサービスのアップデート情報を提供します。

第4条（サービス提供範囲および提供条件）

- 本サービスの提供範囲および提供条件は、以下の通りとなります。

①提供時間

「Zoomミーティング」は、原則として、24時間365日ご利用いただけます。ただし、たよれーるコンタクトセンターでの問い合わせ電話受付は、月～金午前9時から午後5時半まで（祝祭日および当社または提供元の休業日は除く）とします。

②提供地域

「Zoomミーティング」の提供地域は、提供元が別途定める地域とします。

ただし、たよれーるコンタクトセンターでの問い合わせ電話受付は、日本国内からの問い合わせのみとなります。

③問い合わせサポートの範囲

「Zoomミーティング」の機能に関する質問、トラブル等の問い合わせとなります。なお、クライアントソフトウェア、複合機など「Zoomミーティング」以外の操作、仕様に関する問い合わせは、問い合わせサポートの範囲外となります。

- 本サービスは、「Zoomミーティング」の利用に際し、最新のZoomデスクトップアプリおよび最新ブラウザの利用を推奨します。なお、Zoomデスクトップアプリは提供元より提供されます。

【Zoomご利用にあたってのシステム要件】

<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023>

- 主催者は、本サービスを使用した会議を回数の制限なく開催することができます。
- 本サービスを使用した会議は、主催者が主催する必要があります。
- 本サービスに関する注意事項は、以下の通りです。

- 「Zoomミーティング」の不具合や障害への対応については、提供元から提供されるZoomテクニカルサポートへ甲から申告することにより提供元による対応が開始されます。

【Zoomテクニカルサポート】

<https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362003>

- 甲の問い合わせ内容または「Zoomミーティング」の障害内容により、提供元からの支援等のために、対応に時間がかかる場合があります。
- 提供元で「Zoomミーティング」に追加の機能を提供する場合があります。なお、追加の機能によっては、乙のサポート体制整備のため、本サービスにおける提供に時間がかかる場合があります。

第5条（提供元の条件等）

1. 乙は、「Zoomミーティング」の利用に係る契約手続きを甲に代わって行うものとします。
2. 「Zoomミーティング」のソフトウェアバージョンは常に最新版が適用されます。クラウドでのバージョンアップ作業は不定期に実施され、その後のサービス初回利用時にクライアントでソフトウェアが更新されます。また、利用バージョンの指定はできません。
3. 「Zoomミーティング」の提供条件については、提供元が定める以下の使用許諾条件および利用条件等によります。甲は、提供元が定める以下の条件に同意のうえ、本サービスを申し込むものとします。提供元が定める以下の条件にかかわらず、契約手続き、利用期間、利用料金および支払に関する条件については、原約款および本付帯条項が優先されるものとします。
なお、「Zoomミーティング」の利用において、甲が登録、入力、掲示等する個人情報は、乙が提供元の依頼を受けて甲より取得するシステム管理者情報を含めて、提供元が定める以下のプライバシーに関する声明に基づいて管理されます。
 - ・Zoomサービス規約 <https://zoom.us/jp-jp/terms.html>
 - ・プライバシーに関する声明 <https://zoom.us/jp-jp/privacy.html>

第6条（利用契約の締結）

1. 本サービスの利用契約は、甲が原約款および本付帯条項の内容に同意して乙所定の方法にて申し込み、かつ、乙がこの申し込みに対して承諾することによって締結されます。
2. 乙の依頼により、提供元が甲に対し、甲の「Zoomミーティング」の登録が完了した旨をメールにて通知した日の翌月1日が、甲の課金開始日となり、本サービスを利用することができます。乙の提供元への依頼は課金開始日の10営業日前までを期限とします。
3. 本サービスでは、1主催者あたり1基本プランの契約が必要となり、各基本プランで設定された最低契約数以上で契約する必要があります。
4. 甲は、利用契約の全部または一部を解約する場合、契約更新期間内（契約期間満了月の3カ月前の16日から1カ月前の15日までの2カ月間）に乙所定の方法にて申請する必要があります。当該申請がない限り、現在契約中の内容にて本サービスは自動更新されます。

第7条（最低利用期間、中途解約・契約数削減、プラン変更）

1. 本サービスの最低利用期間は、課金開始日より契約応当日前日までの1年間とします。また、最低利用期間経過後は、1年単位で本サービスの利用期間が自動更新されるものとします。
2. 本サービスの利用期間中に甲が契約を追加する場合、追加された契約にも前項で定める最低利用期間と自動更新された利用期間が適用されるものとし、既存契約と同様の契約応当日が適用されます。
3. 前2項で定める本サービスの利用期間中、甲は、本サービスの全部または一部を中途解約することができません。甲が本サービスの全部または一部の解約を希望する場合、甲は、乙に対し契約更新期間内（契約期間満了月の3カ月前の16日から1カ月前の15日までの2カ月間）に乙所定の方法にて申請する必要があります。
4. 前項以外の時期に甲が本サービスの全部または一部を解約する場合、甲は、残存期間分の利用料金を乙に支払うものとします。
5. 甲が既締結の「Zoomミーティング」とは別のプランに変更する場合、甲は、既締結の契約を解約し、別途新たに契約を締結する必要があります。

第8条（利用料金の支払）

1. 本サービスの利用料金は、甲が契約中の「Zoomミーティング」のプラン及び契約数によって変わります。利用料金の体系は別途乙が定める通りとします。
2. 甲は、本サービスの利用に関して、乙に対し、1年分の利用料金を毎月、月額料金にて支払うものとします。
3. 本サービスを新規に契約する場合、提供元より「申込手続き完了メール」を送付した日の翌月1日より課金開始となります。
4. 甲が契約を追加する場合、乙は甲による申込を受け付けた旨通知するものとし、提供元より「申込手続き完了メール」を送付した日の翌月1日より課金開始となります。なお、システム管理者は管理画面にて主催者を招待する等の設定が必要となります。
5. 本サービスの利用にあたり、通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等については、当該サービス料金には含まれません。甲が、別途通信事業者に対して支払うものとします。

第9条（甲の義務・責任）

本サービスの利用において、甲は次の各事項を遵守し、その責任を負うものとします。

①利用契約の遵守

利用者に対して、利用契約に基づく甲の義務と同等の義務を遵守させるものとします。

②アカウント割り当ての遵守

主催者1名ごとに一意のアカウントを割り当て、他の利用者とは共有しないものとします。

③設備の設置等

甲の責任と費用負担において本サービスの利用に必要な設備を調達、設置し、本サービスの利用が可能な状態にするものとします。また、当該設備に関する保守その他の維持管理は、甲の責任と費用負担において実施するものとします。

④ユーザーID・パスワードの管理

甲のユーザーID・パスワードの機密保持および不正使用に対し、甲が一切の責任を負うものとします。

⑤協力義務

甲のユーザーID・パスワードの不正利用など、本サービスが不正に利用されるまたは利用されようとしていることが判明した場合、直ちに乙に通知すると共に、本サービスの不正利用に関する乙および提供元の調査に協力するものとします。